別表

1　食品が食生活の改善に寄与し、その摂取により国民の健康の維持増進が図られる理由に関する資料
2　1日当たりの摂取目安量及び摂取をする上での注意事項に関する資料
3　食品及び特定の保健の目的に資する栄養成分に係る保健の用途及び1日当たり摂取目安量を医学的及び栄養学的に明らかにした資料
4　食品及び特定の保健の目的に資する栄養成分の安全性及び安定性に関する資料
5　特定の保健の目的に資する栄養成分の物理学的性状、化学的性状及び生物学的性状並びにその試験方法に関する資料
6　食品中における特定の保健の目的に資する栄養成分の定性及び定量試験の試験検査の成績書並びにその試験検査の方法を記載した資料
7　栄養成分量及び熱量の試験検査の成績書
8　品質管理の方法に関する資料

省　令

○財務省令第三号
農林水産省令第三号
経済産業省令

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第四条第四号の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日

財務大臣　与謝野　馨
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年農林水産省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2　令第四条第四号の主務省令で定める資金については、平成二十二年三月三十一日までの間は、第二条第一項の規定にかかわらず、信託業務を営む金融機関が、投資事業有限責任組合との間で締結した信託契約に基づき、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。）に対する貸付けを行うのに必要な資金を含むものとする。

3　前項の規定において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

一　信託業務を営む金融機関　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。

二　投資事業有限責任組合　投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。

三　投資法人　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十一号

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の規定に基づき、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日

経済産業大臣　二階　俊博

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年経済産業省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）第十三条の四を同令第三十八条とし、同条の次に十条を加える改正規定のうち、第四十三条第二号イ中「得た額」の下に「（正当な理由があつて法第三十条の二第一項第一号に掲げる場合にあつては、増額した年月日）」を「（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）」を「（カード等についてそれに係る極度額を増額している場合にあつては、一時的に増額している場合にあつては、増額した年月日）」に改める。

第二条のうち、割賦販売法施行規則第四十三条に一項を加える改正規定中「（第一号に掲げる場合」の下に「（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）」を、「含み、」の下に「第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合に限る。）又は」を加え、「又は第五号」を「若しくは第五号」に、「（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）」を「（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては増額した年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合にあつてはその更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行つた年月日）」に改める。

第二条のうち割賦販売法施行規則第四十七条の次に一条を加える改正規定のうち、第四十七条の二第一号中「第四十条で」を「第四十条又は第四十二条で」に改め、「又は第四十二条の場合」を削り、同条第二号中「第四十一条の」を「第四十一条で定めるところにより調査を行う」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十二号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第七条第一項の規定に基づき、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第七条第一項に規定する計画のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令第五条第一号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものに関する省令を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日

経済産業大臣　二階　俊博

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第七条第一項に規定する計画のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令第五条第一号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものに関する省令

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第七条第一項に規定する計画のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第五条第一号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものの提出は、平成二十一年十一月三十日までに行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、変更後の計画を提出しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十三号

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第四条第一項、第五条、第六条、第九条第一項及び第十条及び第十三条並びに電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百五十七号）第四条並びに第五条第一項及び第二項の規定に基づき、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日

経済産業大臣　二階　俊博

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「をいう」を「をいい、新エネルギー等発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気であって、経済産業大臣が定めるもの（以下「特定太陽光電気」という。）の量を除く」に改める。